

移住支援金（全国型）チェック表

鯖江市役所 総合政策課
TEL：0778-53-2263



【本人と世帯員】 ※次のすべてに該当

- 転入前の住民票が福井県外に3年以上
(大学等の在学期間は含まない。)
- 転入後3ヶ月～15ヶ月未満
- 転入日が令和4年1月1日以降
- 鯖江市に5年以上居住する
- 日本人または永住者等である
- 移住支援金(東京圏型)に該当しない



【就業の場合】 ※次のすべてに該当

- 令和4年4月1日以降の新規雇用
(週20時間以上の無期雇用契約)
- 一時的な勤務地の変更ではない
- 親族が経営を担う役職等ではない
- 新卒または官公庁等の公的機関ではない

【起業等の場合】 ※次のいずれかに該当

- 福井県の起業移住支援金(交付決定)
- 特定創業支援事業受講認定者
- 鯖江市が認める新規就農者
- 農林水産業に係る長期研修受講者



対象外

本人か配偶者が40歳未満 → 18歳未満の子と移住

单身(1人)で移住 → 世帯(2人以上)で移住

全員に移住支援として 100,000円

MAX応援

市内に本社がある企業に就業または
市内で起業したら…
+50,000円

結婚5年以内なら… **+50,000円**
子ども1人につき… **+50,000円**

全員に移住支援として 150,000円

MAX応援

市内に本社がある企業に就業または
市内で起業したら… **+50,000円**
結婚5年以内なら… **+50,000円**
子ども1人につき… **+50,000円** **※上限ありません!**

※テレワーク勤務の場合、自己の意思で本市を生活拠点として移住元での業務を引き続き行うこと。(正規雇用に限る)

世帯で申請するには、
移住元(先)のどっちでも
同じ世帯にいないとダメ
なんだって!!



想定される支給ケース

